



一般社団法人 千葉県社会福祉士会

平成 29 年度

第 1 回臨時総会

資 料

日 時：平成 30 年 3 月 11 日（日）13：30～ （受付 13：00～）

会 場：ホテルリブマックス千葉美浜 2階 中会議室

次 第

□開会

□会長挨拶

□議長選出

□議事

議案第 1 号	平成 30 年度事業計画について	1
議案第 2 号	平成 30 年度予算について	10
議案第 3 号	定款の変更について	15
議案第 4 号	役員を選任について	17
報告第 1 号	理事候補者選出選挙の結果について	18
報告第 2 号	代議員選挙の結果について	18

総会に諮る事項は定款第 21 条に定められた事項に限られ、また法人法第 49 条第 3 項の規定により予め通知した事項以外を議決することはできません。

会員から本会へ意見発信する機会を保障するため 議案に対する意見募集を行います
議案に対しご意見のある方は 本会 Web サイト (<http://www.cswchiba.com/>) を参照の上
平成 30 年 2 月 19 日(月)から同 2 月 28 日(水)必着でご提出願います

また郵送・ファックスでもご意見を承りますので 千葉県社会福祉士会事務局までご提出
ください

なお 寄せられたご意見は取りまとめの上 会員氏名 (姓のみ) および意見内容を Web サ
イトおよび総会会場にて公開いたします 予めご了承下さい

＜議案に対するご意見のご提出先＞

※平成 30 年 2 月 28 日(水)必着

名称：一般社団法人 千葉県社会福祉士会 事務局

住所：〒260-0026 千葉市中央区千葉港 7 番 1 号

塚本千葉第 5 ビル

FAX：043-238-2867

平成 30 年度事業計画について

以下に掲載する平成 30 年度事業計画書（案）について 総会の承認を求めます

平成 30 年度事業計画書（案）

1. 基本活動方針

近年 我が国は一億総活躍社会づくりが進められる中 社会福祉分野においては地域包括ケアシステムの推進に加えて 「我が事 丸ごと」 の地域づくりに伴い地域のあらゆる住民が役割を持ち支え合いながら自分らしく活躍できるコミュニティを育成し 公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することが求められる為 私たち社会福祉士の役割も様変わりしていくと共に より一層の期待とその責任の重大さを感じる事となった

本会は発足以来 社会福祉の援助を必要とする千葉県民の生活と権利を擁護すると共に 福祉に関する知識 技術等の研修を行うことにより 社会福祉事業に携わる職員の福祉サービスの向上と発展を図り もって県民の福祉の向上に寄与することを目的として事業を推進してきたが 今後も会員のみならず県内の福祉関係者への更なる啓発 啓蒙活動の必要性が増している

そのため平成 30 年度も会員相互の一層の連携強化を図るとともに できるだけ多くの会員が活躍できることを目指した事業計画を作成し 福祉専門職の資質の向上と地域社会へのソーシャルアクションを実現し 県民の期待に応えていける専門職団体となるべく事業展開を実施していく

2. 平成 30 年度重点事業内容

- I. ソーシャルワーカーの役割の重要性が増していくことを鑑み 他のソーシャルワーカー団体 法律関係者等との連携と協働を図っていく
- II. 会員名簿の発行による相互のつながりを一層強化し 地域集会の活性化を図ることで組織内外の関係者との連携 協働を目指していく
- III. 会員相互の更なるつながりと 本会の活性化・発展を図る為に 本会の魅力を伝える場所や機会を積極的に提供する
- IV. 行政等からの各種審議会・委員会委員の推薦依頼については 依頼元との信頼を高めるためにも広く会員に公募した上で 厳正に検討し適切な人材を登用していく
- V. 発足した千葉県社会福祉士会研修センターの研修内容の充実を図り 会員からの満足を得られる研修の場を提供できるようにする

3. 各委員会・部会

(1) 総務委員会

① 企画部会

- ア 組織の安定的な運営を図るため 地域集会の開催などを通して未入会者の入会を促進させると共に会員間の交流も充実させ組織率の向上を目指す
 - ・ 実施時期：事業年度を通じて開催
 - ・ 地域集会など地区単位の活動では 会員に限らず福祉関係者の参加も積極的に募り 他職種とも交流することで会員の資質の向上を図っていく
- イ 組織強化のための活動として他の職能団体との協働を研究する
 - ・ 協働予定団体：千葉県医療ソーシャルワーカー協会 千葉県精神保健福祉士協会
 - ・ 研修の共催は継続しつつ連携の強化を図りながら 他の職能団体とも協働できる事業の展開を模索していく

② 広報部会

- ア 機関紙『点と線』の発行
 - ・ 年3回発行とし 会員発表の場も包含し内容を充実させる
 - ・ 特集として普遍的なテーマもしくは時勢の変化に対応したトピックスを取り上げ 会員 県内の社会福祉士及び連携すべき専門職の活動を紹介する
 - ・ 印刷部数：各 3,000部 電子メールでの配信も実施
 - ・ 発送先：会員のほか 行政 千葉県内の社会福祉士養成校・社会福祉施設等に発送
本会の研修事業などと連携し会員外への配布の機会を増やす
 - ・ 購読費：会員は会費に含まれる 行政 社会福祉施設 県民への社会福祉士の PR のための配布分は無料とする
- イ ホームページの更新（随時）
 - ・ 対象者：県民及び会員 社会福祉士試験の受験資格者等
 - ・ 内容：本会の活動情報 社会福祉士求人情報 その他社会福祉に関連する有益な情報の提供

(2) 総合相談委員会

総合相談委員会では千葉県から委託されている事業を中心に活動しているが 恒常的にマンパワーが不足しており 今後も協力者の確保が継続した重点項目である

① 地域包括支援部会

- ア 高齢者虐待防止対策研修および高齢者虐待対応現任者標準研修事業（受託事業）
 - ・ 対象者：市町村職員 地域包括支援センター職員 中核地域生活支援センター職員等
 - ・ 内容：千葉県および日本社会福祉士会から受託し 地域包括支援センター現任職員への高齢者虐待防止に関する研修および委託市町村職員への虐待対応研修を行う
- イ 高齢者虐待対応専門職チームへの参加（受託事業）
 - ・ 千葉県から受託し 千葉県弁護士会と協働して 市町村や地域包括支援センター等からの要請に応じて 高齢者虐待対応の支援を行う
- ウ 子ども・子育て支援に関する取り組み

- ・ こども食堂全国ツアーから端を発し 千葉県社会福祉士会として「支援の包括的な取り組み」を見据え 児童福祉に係る事業への取り組みを強化する 導入として 他団体と協働する「広がれこども応援のわ」を軸に事業を展開する

エ その他

- ・ 上記以外にも千葉県が主催する①千葉県認知症対策推進協議会（年 2 回） ②千葉県認知症対策推進作業部会（年 3 回） ③認知症専門職研修体系構築事業後の研修体系の検討会に部会から委員を選出している ①及び②の目的としては 適切な医療やケアの提供 相談や見守り体制の充実及び認知症に関する理解の普及促進等の総合的な認知症対策の推進であり 平成 31 年 3 月 31 日までの任期がある ②は ①の下部組織で認知症対策の個別的な課題として具体的に検討を行うために設置されている ③について平成 30 年度の詳細は未定

② 相談事業部会

ア 無料相談事業（県民対象）

- ・ 対象者：一般県民
- ・ 開催場所：県内各地域（年 1 回程度）
- ・ 内容：各種福祉サービスの利用に関する相談

イ 無料相談事業（学生等対象）

- ・ 対象者：福祉系大学の学生及び福祉施設での勤務希望者
- ・ 開催場所：福祉のしごと就職フェア会場・福祉のしごと就職ガイダンス会場等
- ・ 開催回数：年 2 回程度
- ・ 内容：福祉施設等への就職に関する相談 社会福祉士国家資格取得に関する相談

(3) 研修委員会

① 地域貢献事業 研究大会（県民公開講座）

- ・ 実施時期：平成 30 年 6 月頃（総会に併せ実施）
- ・ 対象者：県民及び保健・福祉・医療等関係者 会員等

② 基礎研修実施事業（日本社会福祉士会 委託事業）

ア 基礎研修Ⅰ

- ・ 実施時期：平成 30 年 5 月～平成 31 年 3 月（申込日程 課題提出期間も含む）
- ・ 講義及び演習：集合研修①② 2 日間

イ 基礎研修Ⅱ

- ・ 実施時期：平成 30 年 5 月～平成 31 年 3 月（申込日程 課題提出期間も含む）
- ・ 講義及び演習：集合研修 11 日間

ウ 基礎研修Ⅲ

- ・ 実施時期：平成 30 年 5 月～平成 31 年 3 月（申込日程 課題提出期間も含む）
- ・ 講義及び演習：集合研修 11 日間

※日本社会福祉士会監修による基礎研修プログラムはⅠ Ⅱ Ⅲ合わせて一つと考える

③ 社会福祉士実習指導者の養成

ア 社会福祉士実習指導者講習会

- ・ 実施時期：平成 30 年 11 月中旬頃（平成 30 年 6～7 月頃にチラシ配布）

- ・ 定員：45名（非会員者も含む）
 - ・ 内容：実習指導者の育成を図り 会員同時の交流と専門家としての質の向上を図る
実習指導者としての更なる高みを学び 自己研鑽を図ることを目的とする
- イ 淑徳大学講師派遣
- ・ 淑徳大学正課カリキュラム「卒後教育と人間開発」（4年生対象）
 - ・ 実施時期：平成30年4月から平成31年1月頃
 - ・ 内容：4年生が就職後予想される多種多様な支援事例を説明・解説し 最新の支援方法を学ぶ目的にて
各分野に精通した講師を27回派遣する
- ④ 社会福祉士取得支援（国家試験受験対策）事業
- ア 東京成徳大学 キャリアアップ講座
- ・ 実施時期：平成30年9月～12月頃
 - ・ 内容：国家試験受験対策講座として全19回講師を派遣予定
- イ 和洋女子大学 キャリアアップ講座
- ・ 実施時期：平成30年9月～12月頃
 - ・ 内容：国家試験受験対策講座として全19回講師を派遣予定
- ウ 民間企業との協働により インターネットを利用した受験者支援システムを展開
国家試験解答解説も併せて実施する
- ⑤ 独自研修事業
- ア 基礎研修修了者対象 社会福祉士ワンアップ研修
- ・ 実施時期：平成30年4月～平成30年7月頃（申込開始日含む） 定員：25名
 - ・ 実施回数：年1回（2日間）1日目講義 2日目演習
 - ・ 内容：事例検討の手法を確認し 根拠ある支援と理論を結びつける考え方を知り 社会福祉士として専門性を高めていく
- イ グループソーシャルワーク研修会
〔社会福祉士が関わるグループディスカッション研修技術を学ぼう〕
- ・ 実施時期：平成30年9月頃 平成31年3月頃 同研修2回（申し込み開始日含む）
 - ・ 定員：25名（非会員も参加可能）
 - ・ 実施回数：年2回に分けて開催（講義 グループワーク）
 - ・ 内容：集団を取りまとめる上での気づきや注意点 更にファシリテーター体験を通して専門職としての質の向上を目的とする

(4) 権利擁護センターぱあとなあ千葉運営委員会

権利擁護センターぱあとなあ千葉は 社会福祉の援助を必要としている人々の生活と権利を擁護する諸活動を行うため 成年後見人等の受任要請に応える体制づくり 制度に関する啓発活動 権利擁護に関する相談事業 調査研究活動などを行う

① 受任要請に応える体制づくり

ぱあとなあ千葉は 家庭裁判所や自治体からの後見人候補者推薦依頼に回答してきた歴史があり 推薦者として後見人の質の担保を確約し 推薦する後見人のレベルを保証しなければならない

また 家庭裁判所から組織・団体への指導・監督強化を要請されており 専門職後見人として専門的技術を研鑽し社会的地位の向上に努める

<研修内容>

ア 必須登録員研修

- ・ 実施回数：年3回（6月11月2月）
- ・ 内容：後見活動に必須な事柄について基本的事項を学び1日研修を年3回行い 最低1回の参加を義務とする

イ レベルアップ研修

- ・ 実施回数：年2回
- ・ 内容：3年以上 後見人としての経験を積んだ受任者を対象とするレベルアップのための研修

ウ ぱあとなあ千葉サポート

- ・ 実施回数：年9回
- ・ 内容：経験が浅い受任者の支援を目的として 未受任及び初めて受任してから満3年未満の登録員を対象に 年4回以上の参加を義務とする終了後の「個別相談」では個別具体的に相談・支援していく

エ 支援者のための成年後見制度活用講座

- ・ 実施回数：年1回
- ・ 内容：成年後見制度の発足と同時に「支援者のための成年後見制度活用講座」を会員・一般に対して開講している 来年度も公益性を重視して継続する

オ テーマ別弁護士との事例検討会

- ・ 実施回数：年12回
- ・ 内容：受任中の登録員の支援を目的として 後見等活動における法的な課題について 事例を通して弁護士と参加者で検討 スキルアップに繋げていく勉強会

<支援体制>

ア 研修部会

- ・ 成年後見人等候補者の養成 ぱあとなあ千葉登録員・準登録員や一般向けの研修に関連する業務を行う

イ コーディネート部会

- ・ 月2回の「コーディネート会議」で 家庭裁判所だけでなく市区町村役所・地域包括支援センター等に対して候補者を推薦するとともに コーディネーターが受任者からの電話やメールの相談に対応し 必要に応じて同行訪問を実施するなど受任者支援を行う

ウ 業務管理部会

- ・ 年1回提出された活動報告書の精査を行い 多数受任者 サポートの必要な受任者 希望者との面談（6月～9月）を行い 活動状況について相談・助言など支援していく

- ・ 質の高い家庭裁判所への報告書が提出できるように 必須登録員研修や「ぱあとなあ千葉サポート」において 指導を行う
- ・ 研修の参加の有無 活動報告書の提出とその内容 名簿登録の際の提出書類など 家庭裁判所に対する提出書類の徹底を重点事項として 個別のサポートに力を入れていく

- ・ 法人後見に係わる体制整備や法人後見監査などの業務を担う

エ リスクマネジメント部会

- ・ 成年後見人等の活動において共通する課題（リスク）への対応について 調査・対応策の検討等に関する業務を行う

② 成年後見制度の普及・啓発

社会福祉の援助を必要としている人々や判断能力が不十分な人々の生活や権利を守るための活動として成年後見人等の育成 権利擁護に関する相談事業（電話相談・訪問相談）を引き続き実施していく

<内容>

ア 成年後見人材育成研修 名簿登録研修

- ・ 実施時期：7月～11月
- ・ 内容：成年後見人材育成研修は 成年後見人として受任することを目的とせず 成年後見制度に関する必要な知識を学ぶ また 名簿登録研修は「権利擁護センターぱあとなあ千葉」後見人候補者名簿に登録し 受任できる会員を養成する

イ 電話相談・訪問相談

- ・ 実施回数：毎週2回（火曜日 木曜日） 10時～16時
- ・ 内容：成年後見制度の利用をはじめとした権利擁護に関する質問や問い合わせ等に 専門職後見人が専門的知識及び識見をもって応えることにより 成年後見制度の周知・普及・発展に寄与する

ウ 市民後見人育成等の支援

- ・ 各自治体 地域包括支援センター 地域住民等から各講座への講師派遣要請に対して支援を行う

③ 課題への取組み

ア 無報酬・低報酬の事案について

- ・ 被後見人等の保有財産が極めて少なく また 市町村の「成年後見制度利用支援事業」が利用できないなどのため 無報酬もしくは低報酬とならざるを得ない事案について助成の実施 在り方 財源の確保などについて制度や整備の見直しをおこなう

イ 未成年後見

- ・ アンケート調査を検討し 研修内容や未成年後見などの要望や実情の把握につとめる
- ・ 未成年後見と成年後見の基本的な差異や内容の違いなど必要な研修を実施し 未成年後見受任候補者の育成を進める

ウ 成年後見制度利用促進法

- ・ 基本理念では 成年後見制度の3つの理念の明文化が図られ 身上監護の重要性が明確になり国と地方公共団体に成年後見制度の利用促進についての責務があることが明記された
- ・ 後見人の職務の重点は財産管理にあるという今までの認識を改め 後見人の職務の中核は本人の身上監護にあるとする認識を普及させるため 関係機関連絡会などで家庭裁判所・地方公共団体に働きかけを行う
- ・ 保有資産の多寡や申立人の有無を問わず「必要な人が必要な時に利用できる制度」実現のために 行政による成年後見制度全体に対する公的な支援システムの拡充に向け 他団体とも連携して公的機関 関係団体へ要望書の提出など推進活動を行う

エ 他団体との連携

- ・ 弁護士会 司法書士会 その他関係団体と連携を図り 研修会の共同企画や連絡会を設け 権利擁護をはじめ成年後見制度の課題などを協働で検討する

オ ばあとなあ千葉の活動が 継続的・発展的におこなえる基盤整備の検討

- ・ 社会福祉士会の組織構成（運営委員会・各部会など）をはじめ勤務内容（勤務型・独立型）の特性を生かせる環境や活動の場を確保するため 会費等（名簿登録料・負担金等）の見直しをおこなう
- ・ ばあとなあ千葉の活動や会員が安心して活動に取り組めるように 各種の規則・報告書などの内容を検討して整備を図る

④ その他

- ・ 広報：登録員に対する広報活動として「ばあとなあ千葉ニュース」を年4回発行
- ・ 「ばあとなあ千葉」全体会 開催時期：平成31年3月予定
（状況報告・方針提示・意見の吸い上げ・質問 疑問への回答）
- ・ 専門職後見人として 期待される「独立型社会福祉士」の経営研究会を立ち上げ より良い「経営・運営・育成」を研究していく
- ・ 苦情相談：苦情相談に対応し迅速な解決に努める
- ・ 法人後見の受任（成年後見人等・成年後見監督人等の受任の検討）
特に組織的対応が必要なケースに関して 法人として成年後見を受任する
- ・ 後見人等候補者推薦依頼のとりくみとしてオンライン化を検討する
- ・ パンフレット及び出版物の発行
- ・ 運営委員会（8回）及び部会（随時）で課題の検討等行う
- ・ ばあとなあ千葉「登録員のしおり」を整備して登録員へ配布する

(5) 司法福祉委員会

① 委員会内で司法福祉（刑事）に関する事例検討の実施

- ・ 定期的な委員会において 司法福祉（刑事）に関する事例検討を行い 委員の分析力と実践力を高めるとともに 司法福祉に関して広く情報を発信していく

② 「刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（基礎編）」の開催

- ・ 実施時期：7月の土日開催予定 定員40名
- ・ 内容：司法福祉に関心のある会員に対し 研修等を通じて 制度政策に関して理解を深める機会を増やす 「刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（基礎編）」（認定社会福祉士制度 認証研修申請中）の開催を継続する

③ 「刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（応用編）」の開催

- ・ 実施時期：10月の土日開催予定 定員40名
- ・ 内容：実践的な研修として「刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（応用編）」（認定社会福祉士制度 認証研修申請中）を行い 更なる司法福祉の実践理論の構築を会員に提供する 修了者は刑事司法ソーシャルワーカーとして委員会に登録することによって活躍していく

④ 学習会の開催

- ・ 実施回数：年間3回予定

- ・ 内容：民法や刑法の改正等に関する最新情報や関連機関の現状を知る

⑤ マッチング支援事業

- ・ 内容：刑事司法ソーシャルワーカー養成講座（応用編）修了者を登録員として登録し 弁護士会からの要請に応じて登録員を推薦する 必要に応じ 当該登録員にアドバイスを行う等の体制を整える実践を積み重ね 刑事司法ソーシャルワークの実践力を強化する
- ・ 罪を犯した高齢者や障がい者の権利を擁護する福祉的支援につなげていくことで 社会福祉士の専門性を活かし社会に貢献していく
- ・ 弁護士会刑事弁護委員会との協議を定期的に行い 事業の検証や情報交換を行う

(6) その他

① 千葉県社会福祉士会災害対策委員会

- ・ 『千葉県社会福祉士会災害時対応ガイドライン』に沿い 大規模災害等発生時に本会として自律的に活動するための準備活動を行い 実際に発生した今までの対応と同様に本会三役と連携し対応の中心となり活動する また 激甚災害等の発生時には本会会員のみならず 千葉県医療ソーシャルワーカー協会 千葉県精神保健福祉士協会の会員にも活動費等同様の支援を促す
- ・ 日本社会福祉士会及び他団体が実施する災害対策 防災に関連したテーマの研修に積極的に参加する
- ・ 「被災地支援活動協力会員リスト」を作成 更新し 大規模災害等発生時に県内外の被災地支援活動の準備を行う また 関係機関と連携し 被災地支援活動における協力関係を構築する
- ・ 東日本大震災 熊本県震災等 必要とされる支援内容が刻々と変化している状況である 発災後の会員の派遣支援の充実を図り 現地の状況・情報を入手し支援活動を継続していく
- ・ 千葉県内の団体が 各団体の主体性を尊重し 相互に連携して効果的な活動ができるよう 平時から顔の見える関係づくりを目的とし発足した 千葉県災害ボランティア連絡会へ加入し組織を超えた多角的な支援にも努める

② 千葉県社会福祉士会倫理委員会

会員による倫理綱領違反が疑われる事案が発生した場合 引き続き日本社会福祉士会の綱紀委員会と協力して対応するが 今後は本会として主体的に苦情対応に取り組める体制を目指していく 倫理規則策定作業部会を立ち上げ 日本社会福祉士会の苦情対応ガイドラインを参考にし 定款や規則等の関連条項の見直しを行い新たな規程を作成する

③ 社会福祉士ささえあい制度配分委員会

- ・ ささえあい制度配分委員会は 「一般社団法人千葉県社会福祉士会負担金規則」に基づき 会員から納付された負担金を資金として 公益活動および会の活動に無償または低廉な報酬で携わった会員への支援を行っている
- ・ 毎年負担金の納付額が配分額を上回っている状況が続いており 平成 28 年度第 1 回臨時総会において負担金規則の変更が承認され 総会後の理事会にて負担金納付の中断が決定された
- ・ 現在 ささえあい制度は抜本的な見直しをしている最中であるが 今年度も引き続き配分委員会は開催し 本会の活動に無償または低廉な報酬で携わった会員への弁償に充てるものとしていく
- ・ 配分委員会は 総務委員会・総合相談委員会・研修委員会・ぱあとなあ千葉・司法福祉委員会・災害委員会の代表者各 1 名により構成され 原則年 2 回の開催を予定している

④ 【松戸市居住の安定確保支援事業業務委託】

平成 28 年度から松戸市より委託を受けている本事業も 2 年目に入り 市内だけでなく市外の無料低額宿泊所等に入所している生活保護受給者に対しての支援も積極的に進めている

業務内容は 長期にわたって無料低額宿泊所等に入所している状態にある生活保護受給者を対象に民間賃貸住宅または社会福祉法に規定する事業を行うための施設等への入所を促進するとともに 入居した後も地域で安定した生活を維持し円滑に定着できるよう継続して支援し もって自立を促すことにある 人員は 松戸市役所生活支援課内に常勤の居宅移行支援員 1 名と非常勤の居宅移行支援員 2 名を（平成 29 年 11 月から 1 名増員）配置し 関係機関と連携しながら日々相談支援業務にあたっている 平成 30 年度も支援目標数である年間 18 名以上の転居を目指し 事業受託の継続を目指して鋭意交渉中である

想定委託期間 : 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

想定委託金額 : 12,000,000 円

議案第2号

平成30年度予算について

以下に掲載する平成30年度収支予算書（案）について 総会の承認を求めます

<平成30年度予算に関する基本的な方針>

- 前年度までは 新規事業や委託事業で詳細が決まっていない事業については収支を1,000円として項目建てしておりましたが 今年度からは事業の概算を記載しています
- 平成30年度から 日本社会福祉士会との会員管理の事務委託契約を解除することにより会費支出は大幅に削減されています
- 年度途中においても 理事会で承認された必要な新規事業が速やかに実施できるよう予備費を増額しています

平成30年度収支予算書（案）

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで （単位はすべて円）

収入の部

科目		H29予算額 (H29.6補正反映)	H30予算額	H30予算額－ H29予算額	備考	
大項目	中項目	小項目				
1	会費等	24,828,000	25,468,000	640,000		
	1	会費収入	22,328,000	22,818,000	490,000	
	1	正会員会費	21,800,000	22,550,000	750,000	29.10現在正会員数を1,470名×15000円+ (新規50名×10000円)
	2	準会員会費	18,000	6,000	△12,000	2000円×3名
	3	賛助会員会費	10,000	12,000	2,000	10000円×1社 2000円×1名
	4	負担金	0	0	0	平成29年度に中断
	5	入会金	500,000	250,000	△250,000	(H28.9末新規69名×5000円) (H30 新規50名×5000円)
	2	登録料	2,500,000	2,650,000	150,000	
	1	ばあとなあ名簿登録料	2,500,000	2,650,000	150,000	265名×10,000円
2	事業費	21,023,365	24,272,000	3,248,635		
	2	総合相談事業	1,512,000	1,810,000	298,000	
	2	高齢者虐待防止対策研修会(県事業)	1,300,000	1,300,000	0	H30受託額は未定
	3	高齢者虐待対応専門職チーム	210,000	210,000	0	H30受託額は未定
	5	スクールソーシャルワーカー研修⇒子ども・子育て支援に関する取組(H30名称変更)	1,000	0	△1,000	H29年度新規スクールソーシャルワーカー研修からH30年度名称変更(子ども・子育て支援に関する取組) 他団体と協働する「広がれ子ども応援のわ」
	6	千葉県高齢者虐待対応マニュアル改訂事業	1,000	300,000	299,000	H30事業実施及び受託額は未定

収入の部

科目			H29予算額 (H29.6補正反映)	H30予算額	H30予算額－ H29予算額	備考
大項目	中項目	小項目				
3	研修事業		4,539,000	7,028,000	2,489,000	
	3	基礎研修Ⅰ	897,000	673,000	△ 224,000	80名×2日開催 生涯研修センター事業
	4	基礎研修Ⅱ	1,200,000	1,080,000	△ 120,000	30名×11日開催 生涯研修センター事業
	5	基礎研修Ⅲ	650,000	1,500,000	850,000	30名×11日開催 生涯研修センター事業
	6	ジェイシー教育研究所web模試問題作成	1,000	1,250,000	1,249,000	社会福祉士国家試験の受験対策と模試問題の作成
	7	社会福祉士取得支援講座(大学等)	1,000	1,300,000	1,299,000	東京成徳大学・和洋女子大学受験対策講座
	8	実習指導者養成研修⇒実習指導者講習会(H30名称変更)	450,000	480,000	30,000	H30名称変更(実習指導者講習会) 40名×2日開催
	9	実習指導者フォローアップ研修⇒H30廃止	350,000	0	△ 350,000	H30廃止
	10	淑徳大学4年次正課プログラム⇒淑徳大学講師派遣(H30名称変更)	540,000	480,000	△ 60,000	H30名称変更(淑徳大学講師派遣)
	12	社会福祉士ワンアップ研修(基礎研修ⅠⅡⅢ修了者)	100,000	125,000	25,000	25名×2日開催
	13	社会福祉士ファシリテーター研修⇒グループソーシャルワーク研修会(H30名称変更)	350,000	140,000	△ 210,000	H30名称変更(グループソーシャルワーク研修会) 25名×2回開催
4	ばあとなあ千葉運営事業		2,155,000	2,254,000	99,000	
	1	委員会費⇒ばあとなあ委員会運営費(H30名称変更)	0	0	0	H30名称変更(ばあとなあ委員会運営費)
	4	成年後見制度活用講座	196,000	210,000	14,000	24名×2日開催
	5	成年後見人養成研修⇒成年後見人材育成研修・名簿登録研修(H30名称変更)	750,000	660,000	△ 90,000	H30名称変更(成年後見人材育成研修・名簿登録研修) 12名×5日開催
	6	法人後見事業	216,000	240,000	24,000	1件
	11	ばあとなあ千葉ニュース	80,000	80,000	0	
	13	新規登録員研修⇒H30廃止	20,000	0	△ 20,000	H30廃止 成年後見人材育成研修及び名簿登録研修として実施
	14	必須登録員研修	200,000	250,000	50,000	延250名 3回開催
	15	千葉サポート	225,000	250,000	25,000	延250名 9回開催
	16	レベルアップ研修	180,000	120,000	△ 60,000	60名×2回開催 経験3年以上
	18	テーマ別弁護士との事例検討会	288,000	384,000	96,000	16名×12回開催
	19	【H30新規】独立型社会福祉士事業サポート	0	60,000	60,000	H30新規 年4回研修開催
5	司法福祉事業		690,000	600,000	△ 90,000	
	2	司法福祉学習会⇒H30廃止	30,000	0	△ 30,000	H30廃止、マッチング支援の中で学習会開催
	3	刑事司法ソーシャルワーカー養成講座(基礎編)	300,000	300,000	0	20名×2日開催
	4	刑事司法ソーシャルワーカー養成講座(応用編)	300,000	300,000	0	20名×2日開催
	5	マッチング支援	30,000	0	△ 30,000	8回開催 H30は登録料なし
	6	弁護士会との共同事例集の作成⇒H30廃止	30,000	0	△ 30,000	H30廃止
6	その他の事業		12,127,365	12,580,000	452,635	
	1	千葉県社会福祉士会災害対策委員会	0	40,000	40,000	千葉県が被災した場合の義援金受入科目
	2	災害対策研修	1,000	140,000	139,000	14万円のうち、7万円は共同募金会
	7	居住確保支援事業	12,126,365	12,000,000	△ 126,365	H30受託額は未定 H29実績
	9	【H30新規】社会福祉士会活性化事業	0	300,000	300,000	H30新規 会の発展と会員のつながり強化に取り組む事業
	10	【H30新規】講師派遣事業	0	100,000	100,000	H30新規 会に直接講師派遣依頼があった際の科目
3	助成金		100,000	0	△ 100,000	H28決算ベース
4	寄付金		150,000	50,000	△ 100,000	H28決算ベース
5	繰越金		1,000	0	△ 1,000	H28決算ベース
6	雑収入		350,000	300,000	△ 50,000	H28決算ベース
総計			46,452,365	50,090,000	3,637,635	

支出の部

科目	大項目	中項目	小項目	H29予算額 (H29.6補正反映)	H30予算額	H30予算額－ H29予算額	備考	
	1	会費		7,350,000	344,000	△ 7,006,000		
	1	会費		7,350,000	344,000	△ 7,006,000		
			1	日本社会福祉士会 正会員会費	7,350,000	344,000	△ 7,006,000	(1470人×200円)+(50人×1000円)日本会へ
	2	事業費		22,781,000	29,076,000	6,295,000		
	1	総務事業		1,573,000	1,745,000	172,000		
			1	企画部会運営費	15,000	20,000	5,000	
			2	三団体協働事業費	15,000	105,000	90,000	拠出金10,000円 通信費90,000円
			3	福祉人材定着対策費	250,000	450,000	200,000	地域集會会場補助5,000円×20回 H30～新規講師補助10,000円×20回
			4	名簿作成費⇒H30廃止	200,000	0	△ 200,000	H30廃止 事務費に計上
			5	パンフレット作成費⇒ H30廃止(広報誌作成 費に含む)	1,000	0	△ 1,000	H30廃止(パンフ作成費は広報誌作成費へ)
			6	広報誌作成費	1,044,000	1,068,000	24,000	「点と線」年3回 パンフレット2,000部
			7	広報役務費⇒H29廃 止 広報誌作成費と 統合	0	0	0	H29廃止
			8	広報部会運営費	36,000	90,000	54,000	
			9	WEB維持管理費	12,000	12,000	0	ホームページの維持経費
	2	総合相談事業		1,447,000	1,755,000	308,000		
			1	委員会費⇒総合相談 委員会運営費(H30名 称変更)	45,000	45,000	0	H30名称変更(総合相談委員会運営費)
			2	高齢者虐待防止対策 研修会(県事業)	1,100,000	1,110,000	10,000	
			3	高齢者虐待対応専門 職チーム	240,000	240,000	0	
			4	無料相談事業	60,000	60,000	0	県民及び学生等対象
			5	スクールソーシャル ワーカー研修⇒子ど も・子育て支援に関す る取組(H30名称変更)	1,000	30,000	29,000	
			6	千葉県高齢者虐待対 応マニュアル改訂事 業	1,000	270,000	269,000	
	3	研修事業		3,304,000	5,593,000	2,289,000		
			1	委員会運営費⇒研修 委員会運営費(H30名 称変更)	60,000	60,000	0	H30名称変更(研修委員会運営費)
			2	県民公開講座(研究 大会・総会)	100,000	100,000	0	
			3	基礎研修Ⅰ	788,000	664,000	△ 124,000	
			4	基礎研修Ⅱ	884,000	1,036,000	152,000	
			5	基礎研修Ⅲ	473,000	1,053,000	580,000	
			6	ジェイシー教育研究 所web模試 問題作 成	1,000	1,130,000	1,129,000	
			7	社会福祉士取得支援 講座(大学等)	1,000	640,000	639,000	
			8	実習指導者養成研修 ⇒実習指導者講習会 (H30名称変更)	250,000	250,000	0	H30名称変更(実習指導者講習会) 40名×2日開催
			9	実習指導者フォロー アップ研修⇒H30廃止	74,000	0	△ 74,000	H30廃止
			10	淑徳大学4年次正課 プログラム⇒淑徳大 学講師派遣(H30名 称変更)	456,000	370,000	△ 86,000	
			11	千葉県生涯研修セン ター委員会	0	0	0	H29～その他事業へ移動
			12	社会福祉士ワンアッ プ研修(基礎研修Ⅰ ⅡⅢ修了者)	37,000	90,000	53,000	
			13	社会福祉士ファンリ テーター研修⇒グルー プソーシャルワーク研 修会(H30名称変更)	180,000	200,000	20,000	H30名称変更(グループソーシャルワーク研修会)

支出の部

科目			H29予算額 (H29.6補正反映)	H30予算額	H30予算額－ H29予算額	備考
大項目	中項目	小項目				
4	ばあとなあ千葉運営事業		5,178,000	5,433,000	255,000	
	1	委員会費⇒ばあとなあ委員会運営費(H30名称変更)	216,000	300,000	84,000	ばあとなあ全体会予算21,500円含む
	2	部会交通費	188,000	180,000	△ 8,000	計16回 5つの部会交通費
	3	相談事業	583,000	583,000	0	週2回電話相談
	4	成年後見制度活用講座	160,000	188,000	28,000	
	5	成年後見人養成研修⇒成年後見人材育成研修・名簿登録研修(H30名称変更)	646,000	557,000	△ 89,000	H30名称変更(成年後見人材育成研修・名簿登録研修)
	6	法人後見事業	199,000	230,000	31,000	
	7	活動報告書読み込み作業	502,000	537,000	35,000	1次:1250件 2次:100件
	8	日本会登録員負担金等	400,000	371,000	△ 29,000	1400円×265名
	9	渉外活動	219,000	292,000	73,000	家裁、他団体、市町村に計8回 パンプ6,500部
	10	受任者面接	310,000	315,000	5,000	20回
	11	ばあとなあ千葉ニュース	244,000	244,000	0	年4回発行
	12	コーディネート会議	567,000	567,000	0	4名×24回
	13	新規登録員研修⇒H30廃止	20,000	0	△ 20,000	H30廃止
	14	必須登録員研修	250,000	247,000	△ 3,000	
	15	千葉サポート	175,000	225,000	50,000	
	16	レベルアップ研修	140,000	101,000	△ 39,000	
	17	家裁事務報告書指導	56,000	56,000	0	5回
	18	テーマ別弁護士との事例検討会	303,000	340,000	37,000	
	19	【H30新規】独立型社会福祉士事業サポート	0	100,000	100,000	H30新規 年4回研修開催
5	司法福祉事業		590,000	568,000	△ 22,000	
	1	司法福祉委員会⇒司法福祉委員会運営費(H30名称変更)	90,000	91,000	1,000	H30名称変更(司法福祉委員会運営費)
	2	司法福祉学習会⇒H30廃止	30,000	0	△ 30,000	
	3	刑事司法ソーシャルワーカー養成講座(基礎)	195,000	195,000	0	
	4	刑事司法ソーシャルワーカー養成講座(応用編)	187,000	220,000	33,000	
	5	マッチング支援	70,000	62,000	△ 8,000	
	6	弁護士会との共同事例集の作成⇒H30廃止	18,000	0	△ 18,000	H30廃止

支出の部

科目		H29予算額 (H29.6補正反映)	H30予算額	H30予算額－ H29予算額	備考
大項目	中項目 小項目				
6	その他の事業	10,689,000	13,982,000	3,293,000	
	1 千葉県社会福祉士会 災害対策委員会	500,000	540,000	40,000	被災地支援90日分
	2 災害対策研修	1,000	126,000	125,000	1回
	3 千葉県社会福祉士会 倫理委員会	50,000	100,000	50,000	
	4 社会福祉士ささえあ い制度配分委員会	27,000	30,000	3,000	3回
	5 選挙管理委員会	30,000	100,000	70,000	
	6 法人監査業務委員会	45,000	100,000	55,000	
	7 居住確保支援事業	10,000,000	12,000,000	2,000,000	
	8 千葉県生涯研修セン ター	36,000	36,000	0	
	9 【H30新規】社会福祉 士会活性化事業	0	860,000	860,000	H30新規 会の発展と会員のつながり強化に取り組む事業
	10 【H30新規】講師派遣 事業	0	90,000	90,000	H30新規 会に直接講師派遣依頼があった際の科目
3	事務費	15,850,000	17,510,000	1,660,000	
	1 一般物品費	500,000	500,000	0	会員管理用事務消耗品代
	2 印刷製本費	1,050,000	1,250,000	200,000	総会資料2回30万、封筒15万、コピー機カウンター4.5万×12か月 ※名簿作成費
	3 役員費	750,000	830,000	80,000	前期/総会通知2回(1500名×@77円×2回=23万)、NTT(2万×12か月)、切手代等
	4 慶弔費	30,000	30,000	0	
	5 賃金等	9,900,000	11,100,000	1,200,000	常勤契約3名、パート1名(社保・労働保険料・通勤費も含む)
	6 使用料	1,750,000	1,760,000	10,000	塚本関係123万、コピー機等リース料31万(年リース・保守料含む)、パソコンリース料22万
	7 委託料	600,000	600,000	0	深澤税理士58.3万
	8 役員費用弁償	70,000	70,000	0	
	9 役員旅費	450,000	450,000	0	代議員旅費を含む
	10 役員選挙事務費	150,000	220,000	70,000	選管ハガキ、選挙公示ハガキ2回
	11 保険料	100,000	200,000	100,000	
	12 雑費	500,000	500,000	0	
4	租税公課	550,000	550,000	0	
5	敷金支出	0	0	0	
6	予備費	695,000	1,410,000	715,000	
7	配分金	2,100,000	1,200,000	△ 900,000	H28実績参考
	総計	49,326,000	50,090,000	764,000	

定款の変更について

次ページに掲載する 一般社団法人千葉県社会福祉士会定款を変更することについて 総会の承認を求めます

(提案理由)

- 代議員選挙の実施日を1月から3月までと期間を拡大することで 選挙と総会の日程が調整しやすくなるため
- 条番号に誤りがあったため
- 予算の作成及び変更を理事会の承認のみとすることで 年度途中において新たな事業が必要となった場合などでも総会を待たず事業開始の検討ができるため

※ 定款の変更が承認された場合 事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類の承認を得るための総会は不要となるため毎年の臨時総会は開催されず 原則 総会は定時総会のみで開催となります

定款新旧対照表

旧（改正前）	新（改正案）
<p style="text-align: center;">一般社団法人千葉県社会福祉士会定款</p> <p style="text-align: center;">＜制定＞平成 24 年 10 月 28 日 ＜最新改正＞平成 27 年 3 月 7 日</p> <p>第 1 条～第 4 条（略）</p> <p>（種別） 第 5 条 第 1 項～第 5 項（略）</p> <p>6 第 3 項の代議員選挙は、2 年に 1 度、3 月に実施することとし、代議員の任期は、選任の 2 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする）。</p> <p>第 7 項～第 10 項（略）</p> <p>第 6 条～第 35 条（略）</p> <p>（事業年度） 第 36 条（略）</p> <p>（事業計画及び予算） <u>第 36 条</u> 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、毎事業年度の開始の前日までに会長が作成し、理事会の<u>決議を経て、総会の承認を受けなければならない</u>。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2（略）</p> <p>第 37 条～第 44 条（略）</p>	<p style="text-align: center;">一般社団法人千葉県社会福祉士会定款</p> <p style="text-align: center;">＜制定＞平成 24 年 10 月 28 日 ＜最新改正＞平成 30 年 4 月 1 日</p> <p>第 1 条～第 4 条（略）</p> <p>（種別） 第 5 条 第 1 項～第 5 項（略）</p> <p>6 第 3 項の代議員選挙は、2 年に 1 度、<u>1 月から</u>3 月に実施することとし、代議員の任期は、選任の 2 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする）。</p> <p>第 7 項～第 10 項（略）</p> <p>第 6 条～第 35 条（略）</p> <p>（事業年度） 第 36 条（略）</p> <p>（事業計画及び予算） <u>第 37 条</u> 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、毎事業年度の開始の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2（略）</p> <p><u>第 38 条～第 45 条</u>（略）</p>

改正箇所は 下線が引かれた部分となります

議案第 4 号

役員を選任について

役員（会員外理事）の辞任にあたり 以下の通り役員を選任することについて総会の承認を求めます

No.	役職	候補者名	備考
1	理事	山本 尚江	会員外理事：新任（千葉県医療ソーシャルワーカー協会）

< 補足説明 >

役員を選任決議については 関係法令に適合するために候補者 1 名ずつ議決する必要があります。なお役員任期は平成 30 年 6 月の定時総会終結の時までとなります。

報告第1号

理事候補者選出選挙の結果について

選挙管理委員から選挙結果を報告します

報告第2号

代議員選挙の結果について

選挙管理委員から選挙結果を報告します